

平成19年2月5日

カネボウ個人株主の権利を守る会 御中

三井法律事務所

弁護士 大塚 和成
同 熊谷 真喜
同 西岡 祐介

期日報告(5)

事件の表示：東京地方裁判所民事第8部非訟係
平成18年(ヒ)第264号 株式買取価格決定申請事件外7件
裁判官：市村陽典、鹿子木康、高山崇彦 書記官：高橋賢治
当事者：(申請人) ■■■■外570名
(被申請人) カネボウ株式会社
日時：平成19年2月5日午前10時30分～
場所：東京地方裁判所民事第8部書記官室 (3階)
期日の種類：第5回審尋期日
出頭者：(申A) 江藤弁護士
(申B) 古川弁護士、高橋弁護士
(申C) 橋本弁護士及び依頼者本人
(申D) 清原弁護士、棚澤弁護士
(申F) 大塚、西岡、山口幹事
(被) 小林弁護士、赤川弁護士ほか数名

進行：

1 手続き

① 陳述

申F) H19.2.5付準備書面(3)、同(4)及び同(5)を陳述

申D) H19.2.1付準備書面(3)を陳述

② 書証の提出

申F) 甲Fイ16～19及びH19.2.5付証拠説明書(3)提出

被) 乙イ4、乙ロ103-1、302-1、322-1、562-1、566-1提出

③ 鑑定申請

全当事者が、鑑定事項書の案(別紙添付)に従い、鑑定申請

2 裁判所求釈明・訴訟指揮等

裁) 鑑定人候補から要請された前提条件及び必要書類については、平成19年2月2日付FAX(別紙添付)のとおりです。これに基づき裁判所として、鑑定事項書の案(別紙添付)を作成しましたので、この内容でご承認頂きたいと思っております。

裁) 鑑定費用としては、5000万円になるとのことなので、5000万円を申請人らと被申

請人で半分ずつ折半した上で、各申請人には保有株数に応じて按分した額を予納して頂くこととなります。通常は、1週間程度で納付してもらっていますが、本件は株主数が多いことに鑑み、3週間程度の期限を設けますので、2月28日（水）までに納付をお願いします。

訴えの取り下げにより、各人の納付額が変わってきますので、再度、検討期間を2月13日（火）正午まで与えます。この日時までに取り下げの有無を確定して下さい。申F) 了解しました。鑑定費用が5000万円となることを前提に、再度、依頼者の取り下げ意思を確認します。

裁) 実際の鑑定作業は、費用の納付後から開始し、全ての資料が提出後、3ヶ月程度かかるということです。

被) 鑑定を行うための基礎資料については、全てを申請人らに開示しなければならないということでしょうか。

裁) 鑑定の前提となる資料については、原則として、全て申請人らに開示して頂きます。

被) 第三者に対する守秘義務や営業秘密の観点から、申請人らに開示できないものもあります。

申F) 申請人らに開示されない資料が鑑定の前提となることは認められません。

裁) そのような資料については、まず、裁判所と鑑定人が見て、営業秘密等に関わる内容であるかを判断したいと思います。その上で、どういう前提（例えばホームページへの開示の禁止等）であれば、申請人らに開示できるかを協議したいと思います。

裁) 鑑定人尋問については予定していませんので、必要があれば、書面で補充鑑定を行うことで対処したいと思います。

裁) 鑑定の作業が開始する前に全ての主張等を行って頂く必要がありますので、提出書面は、2月28日（水）までをお願いします。

被) 大学教授の意見書を提出します。

裁) 次回期日については、追って指定とします。

次回期日：追って指定。

次回準備：2月13日（火）正午までに取り下げの確定。2月28日（水）までに、残りの主張立証（鑑定の前提となるもの）を行う。

連絡事項：鑑定人候補から要請された前提条件及び必要書類について記載されている平成19年2月2日付FAX及び最終的に合意された鑑定事項書については、別紙添付のとおりです。

鑑定費用につきましては、今回、裁判所より、5000万円という金額が提示

された上で検討期間が与えられましたので、訴訟要件を満たさない方については、この金額を前提とした取り下げの有無について再度のご判断をして頂く必要がございます。裁判所への回答期限が2月13日（火）正午となっておりますので、2月9日（金）までに当職ら宛てに最終のご回答を頂く必要がございますので、よろしくお願い致します。

以 上